

年次有給休暇

知っておきたい労働基準法 第39条



業種、業態にかかわらず、また、正社員、パートタイム労働者などの区分なく、一定の要件を満たした全ての労働者に対して、年次有給休暇が与えられます。

■労働者の雇入れ日から6か月継続し、全労働日の8割以上の日数に出勤した場合は必ず10日間の有給休暇を付与しなければならないとされています。

■年次有給休暇は、発生の日から2年間で時効により消滅します。
(労働基準法第115条)

■働き方改革法案が成立し、平成31年4月より、すべての会社で年間の有給休暇消化日数が5日未満の従業員については、会社が有給休暇を取得すべき日を指定することが義務付けられました。

一般労働者							
継続勤続年数	6カ月	1年6カ月	2年6カ月	3年6カ月	4年6カ月	5年6カ月	6年6カ月 [※]
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

アルバイト・パートタイム労働者などの短時間労働者(週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者)							
週所定労働日数(※年間所定労働日数)	6カ月	1年6カ月	2年6カ月	3年6カ月	4年6カ月	5年6カ月	6年6カ月 [※]
4日(169~216日)	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日(121~168日)	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日(73~120日)	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日(48~72日)	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日